

試聴機貸出利用規約

第1条（目的）

本規約は、有限会社飯田ピアノ（以下「当社」または「貸出元」といいます）が提供する試聴機の貸出サービスに関し、利用者が遵守すべき事項および双方の権利義務を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語は、以下のとおりとします。

1. 「試聴機」：音楽または音声の試聴を目的として、貸出元が一時的に貸与する機器。
2. 「利用者」：本規約に同意のうえ、試聴機の貸出を受ける個人または法人。
3. 「貸出元」：本規約における「貸出元」とは、有限会社飯田ピアノ（以下「貸出元」といいます）を指します。

第3条（貸出条件）

1. 試聴機の貸出は、貸出元が指定する期間および条件に基づいて行われます。
2. 利用者は、貸出元が指定する方法および場所に従い、試聴機の受け取りおよび返却を行うものとします。
3. 貸出に際し、貸出元は利用者に対し、本人確認書類（身分証明書等）の提示を求めることがあります。
4. 貸出元は、申込内容や状況に応じて、貸出の可否を自由に判断できるものとします。

第4条（利用者の義務）

1. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって試聴機を取り扱い、破損、紛失、汚損を防止するよう努めなければなりません。
2. 試聴機に故意または過失による損傷・紛失があった場合、利用者は貸出元の指定する修理費または試聴機の販売価格相当額を負担するものとします。

3. 利用者は、試聴機を第三者に対して転貸、譲渡、質入、売却その他の処分をしてはなりません。
4. 利用者は、法令または公序良俗に反する目的に本機器を使用してはなりません。
5. 試聴機に保存されたデータや設定等は、貸出期間終了時に消去されることがあり、貸出元はその保存または復元に関して一切の責任を負いません。

第 5 条（返却）

1. 利用者は、貸出期間終了後、貸出元が指定する方法により、速やかに試聴機を返却しなければなりません。
2. 利用者が返却を遅延した場合、貸出元は、遅延日数に応じて、当該試聴機の販売価格（税抜）の 1 日あたり最大 1.0% を上限とする遅延損害金を請求できるものとします。ただし、やむを得ない事情により遅延する場合は、速やかにその旨を貸出元に申し出るものとし、貸出元の承諾を得た場合にはこの限りではありません。
3. 返却の遅延が 7 日を超え、かつ貸出元からの連絡に応答がない場合、貸出元は当該試聴機を利用者が購入したものとみなし、当該機器の販売価格（税込）全額を請求することができるものとします。
4. 貸出元が前項の請求を行った場合であっても、試聴機の現物返還を別途求めることを妨げません。

第 6 条（免責事項）

1. 試聴機の使用に関連して、利用者または第三者に損害が生じた場合でも、貸出元は一切の責任を負いません。
2. 試聴機の初期動作不良や明らかな機能不全があった場合には、貸出元は別の試聴機への交換等、合理的な範囲で対応を行うものとします。ただし、利用者は異常に気付いた時点で速やかに貸出元へ連絡しなければなりません。なお、使用中に発生した不具合について、貸出元は利用者の使用状況等を考慮し、過失の有無を判断したうえで対応を決定します。

第 7 条（規約の変更）

1. 貸出元は、必要に応じて本規約を予告なく変更できるものとします。

2. 規約の変更後に、利用者が引き続き貸出サービスを利用した場合、当該変更に同意したものとみなされます。

第8条（リバースエンジニアリング等の禁止）

利用者は、試聴機について以下の行為を行ってはなりません。

1. 分解、改造、解析、逆アセンブル、逆コンパイルその他の方法によるリバースエンジニアリング。
2. ソフトウェアやファームウェアの抽出・改変またはその試み。
3. 本機器に関する技術情報を第三者に開示または提供する行為。

万が一、利用者によるこれらの行為が判明した場合、貸出元は直ちに貸出契約を解除し、損害賠償を請求することができるものとします。

第9条（不可抗力）

天災地変、火災、盗難、事故、輸送機関の遅延その他貸出元または利用者のいずれの責にも帰すことができない事由により、本規約に基づく義務の全部または一部を履行できない場合、当該当事者はその履行責任を免れるものとします。ただし、影響を受けた当事者は、遅滞なく相手方にその旨を通知し、協議のうえ誠実に対応を行うものとします。

第10条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本法を準拠法とします。
2. 本規約に関連して生じた一切の紛争については、貸出元の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約への同意は、書面またはウェブサイト上の申込フォームその他電磁的手段による申込の送信をもって成立したものとみなされます。